

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食等物価高騰対策事業【R7補正分】	①物価高騰の影響による学校給食費の値上げについて、値上げ分を公費で負担することにより、保護者負担の軽減を図る。 ②賄材料費 ③学校給食費値上げ分(教職員分は除く)50円/食で賄えない増加分:園児・児童・生徒(2,149人)の月平均食数(38,391食)×11月×26円/食(過去9か月分の平均値)÷10,980,000円 R6補正分及びR7補正分で賄えなかった食数×50円/食=20千円 ④町内公立幼稚園・小学校・中学校へ通う園児児童生徒の保護者	R7.4	R8.3
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	地域通貨発行事業(物価高騰対策)	①物価高騰による影響を受けている生活者及び事業者を支援するため、町内の加盟店でのみ使用できるデジタル地域通貨を活用し、消費の循環による地域経済の活性化を図る。 ②ポイント付与に関する委託料、広報に伴う印刷製本費・手数料 ③新規登録ポイント付与(町民に限る):2,877千円(959人×3,000円) ポイント還元:50,610千円(還元率20%、還元額上限15,000円/1人) 子育て世帯向け給付(町民に限る):9,075千円(1,815人×5,000円) ポイント還元:3,000千円(還元率30%、還元額上限20,000円/1人) 広報に伴う印刷製本費・手数料438千円 ④デジタル地域通貨利用者及び町内加盟店舗	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食等物価高騰対策事業	①物価高騰の影響による学校給食費の値上げについて、値上げ分を公費で負担することにより、保護者負担の軽減を図る。 ②賄材料費 ③学校給食費値上げ分(教職員分は除く)400,000食×50円/食=20,000千円 ④町内公立幼稚園・小学校・中学校へ通う園児児童生徒の保護者	R7.4	R8.3
4	③消費下支え等を通じた生活者支援	住まいのリフォーム応援事業補助金(物価高騰対策)	①物価高騰の影響を受けた地元業者の活性化と、町民の経済的支援を図るため、町民が町内の施工業者を利用し住宅の修繕等リフォーム工事を行う場合、対象工事の20%(上限20万円)を補助する。但し、多世帯同居を目的にリフォーム工事を行う場合は、対象工事の30%(上限30万)を補助する。 ②補助金 ③補助上限200千円×30名=6,000千円 ④補助要件を満たす町民	R7.4	R8.3
5	③消費下支え等を通じた生活者支援	地域通貨発行事業(物価高騰対策)【R7予備費分】	①物価高騰による影響を受けている生活者及び事業者を支援するため、町内の加盟店でのみ使用できるデジタル地域通貨を活用し、消費の循環による地域経済の活性化を図る。 ②ポイント付与に関する委託料 ③ポイント還元:13,000千円(還元率30%、還元額上限20,000円/1人) ④デジタル地域通貨利用者及び町内加盟店舗	R7.4	R8.3
6	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食等物価高騰対策事業【R7予備費分】	①物価高騰の影響による学校給食費の値上げについて、値上げ分を公費で負担することにより、保護者負担の軽減を図る。 ②賄材料費 ③学校給食費値上げ分(教職員分は除く)22,300食×50円/食=1,115千円 ④町内公立幼稚園・小学校・中学校へ通う園児児童生徒の保護者	R7.4	R8.3
7	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	高齢者等外出支援事業	①物価高騰の影響により、外出機会が減少している高齢者等の外出支援の一助するため、バス・タクシーチケットの交付を行う。 ②印刷製本費 ③バス・タクシーチケット印刷製本費456千円 ④助成要件を満たす町民	R8.2	R8.3